

特定非営利活動法人 よつばキッズスクール定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人よつばキッズスクールとします。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県益田市に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小学校に就学している児童に対し、児童の健全育成を図るために、放課後児童（児童福祉法第6条の3第2項の「小学校に就学してる児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」をさす。）に対して安全な生活の場を築くため放課後児童健全育成事業を行い、地域との交流や様々な体験を通して児童の自主性や社会性を育み、地域の福祉の増進及び社会教育の推進に寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行います。

- ① 児童福祉法に基づく学童保育の運営に関する事業（放課後児童健全育成事業）
- ② 地域の子育てに関する相談、情報提供等の支援事業
- ③ 地域の子育て状況把握のための、諸団体との情報交換及び交流事業
- ④ 子どもが安全で健やかに成長することができる町づくりを推進する事業
- ⑤ 職業体験に関する事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めません。

- 2 この法人に会員とし入会しようとする人（団体を含む）は、理事長あてに入会の申し込みをするものとします。
- 3 入会の申し込みに対して、理事長は、入会を拒否する正当な事由がない限り入会を認めるものとします。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければいけません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は次のときに、会員の資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会員が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が法人の目的又は定款の定め反する言動をした場合、又は会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、理事会の議決により除名することができます。

- 2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に除名の対象になった会員に弁明の機会を与えなければなりません。

第4章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第 12 条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 5人以上 10人以下
- (2) 監事 1人以上 2人以下
- 2 役員は正会員である会員の中から、理事会において選任します。
- 3 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とします。
- 4 理事長、副理事長を理事会において互選します。

(選任等)

第 13 条 役員を選任については次の制限があります。

- (1) それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族で役員に選任できるのは1人までです。
- (2) それぞれの役員についてその役員並びにその配偶者及び三親等内の親族の合計人数が役員の数3分の1を超えてはなりません。
- 2 その職務の公平性を保つために監事は、理事又は職員を兼ねることはできません。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表する権限を持ち、法人の業務の全体をまとめて運営します。理事長以外の理事は、この法人を代表する権限を持ちません。

- 2 副理事長は、理事長を補佐します。また理事長が、心身の故障等により、その職務を果たせないときは代表権を持つ理事長の職務を代行します。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況が適正であるか否かを監査します。
 - (2) この法人の会計処理の方法が適正であるか否かなどの財産の状況を監査します。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告することとします。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集することができます。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べるために理事会の招集を請求することができます。

(任期等)

第 15 条 役員任期は2年間とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 補欠として就任した役員又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期と揃えるために前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
- 3 理事長は、辞任又は任期満了後においても、代表権者が不在なために法人に損害が生じる虞があるときは後任者が就任するまでその職務を行わなければなりません。

- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、速やかに補充します。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができます。この定めにより解任しようとする場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 法令、定款に違反する行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 この法人が役員報酬を支払うことができる役員の数、役員総数の3分の1以下です。他の役員には、名称の如何を問わず役員報酬を支払うことはできません。

(利益相反行為)

第18条 法人の利益と理事長個人との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を行使できません。この場合は、他の理事を特別代理人に選任するように所轄庁に対して請求しなければなりません。

第5章 社員総会

(種別)

第19条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とします。

(権能)

第20条 この法人の社員総会は、正会員を構成員とします。

- 2 以下の事項は、社員総会において議決しなければ効力を生じません。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 解散し、清算事務を終えたのち残余財産の譲渡先を決定すること
 - (5) 社員総会で議決をする必要があると理事会が決議した重要事項

(開催)

第21条 理事長は、毎年1回、事業年度の開催の日から3ヵ月以内に通常社員総会を招集します。

- 2 臨時社員総会は次のときに開催されます。

- (1) 理事会において臨時社員総会を開催する必要があると議決したとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事長は、前項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その議決又は請求の日から30日以内に臨時社員総会を招集します。
- 4 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を正会員に対し書面又は電磁的方法で開催の日の少なくとも5日前までに通知します。

(議決)

第22条 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出します。

- 2 社員総会の議決事項は、あらかじめ通知した事項とします。
- 3 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しません。
- 4 社員総会の議決は、この定款に別途規定するもののほか、出席者の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する人と否決する人の数が同数のときは、議長が可決又は否決を決定します。

(表決権等)

第23条 正会員の表決権は、1個人1団体ともに1票です。

- 2 社員総会に出席しない正会員は、審議事項について、書面もしくは電磁的方法を使って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
- 3 書面表決（電磁的方法を含む）又は表決委任の方法で議決権を行使した正会員は、社員総会の定足数および議決数の算出については出席したものとみなします。
- 4 社員総会の議決について、審議事項の内容に特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（電磁的方法を含む書面表決者及び表決委任者の数を付記します。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印します。

第6章 理事会

(権能)

第 25 条 この法人は、理事の合議体としての理事会を設置します。

2 以下の事項は、理事会において議決しなければ効力を生じません。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員を選任および解任、職務及び報酬
- (4) 会費の額
- (5) 金融機関等からの資金借入、他人の保証人になる等の義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 会員の除名
- (8) 第 20 条第 2 項第 6 号の規定により社員総会に上程する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 理事会は、次のときに開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、理事長が務めます。

2 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ成立しません。

3 理事の表決権は、1 人 1 票です。

4 理事会は、現に出席した理事が合議しなければならず、電磁的方法を含む書面表決及び委任表決は、認められません。

5 理事会の審議事項の内容に特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

6 理事会の議事は、理事総数の過半数が可決する意思を示したときに議決されたこととします。可決する理事と否決する理事の数が同数の時は議長が可否を決めることにします。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印します。

第7章 資産及び会計等

(構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(会計の原則)

第30条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って次のように処理します。

- 2 会計簿の記帳方法を複式簿記とします。
- 3 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 4 採用する会計処理の基準をNPO会計基準とし、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第31条 この法人の事業報告書及び決算書は、毎事業年度終了後理事長が作成し、監事が監査をおこない、理事会の承認を受けなければなりません。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとします。
- 3 事業計画及び予算は、理事会の承認を受けなければなりません。
- 4 事業計画及び予算は、理事会の議決で変更できるものとします。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとします。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第33条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、

その出席者の2分の1以上の多数によって議決しなければなりません。

2 変更を議決した事項が以下の事項に該当する場合には所轄庁の認証を得なければ効力を生じません。

(1) 目的

(2) 名称

(3) この定款第4条に記載した特定非営利活動の種類及び第5条に記載した特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限り）

(5) この定款第6条第1号、第7条、第8条及び第9条に記載した社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除きます）

(7) この定款第19条から第24条までの会議（社員総会）に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産に帰属すべき者の事項に限り）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第34条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条1項に掲げる事由により解散します。

2 社員総会の決議によって解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承認を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、社員総会において議決した者に全額譲渡するものとします。この法人の役員及び会員に分配すること又はその議決した者以外の者に譲渡することは許されません。

(合併)

第36条 この法人が特定非営利活動法人と合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経たうえで所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表及び同法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行います。

(事務局の設置)

第 38 条 この法人に、事務を処理するため、事務局を設置します。

- 2 事務局長及び職員の任免は、理事長が行います。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めます。

第 10 章 雑則

(細則)

第 39 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決により定めます。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとします。

理 事 長	岩田 綾介
副理事長	松浦 楓
理 事	佐々木 久美
理 事	小林 宏彰
理 事	松永 崇
理 事	須藤 静香
監 事	岩田 美穂
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 5 月末日までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとします。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとします。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 正会員
 - ① 入会金 3,000 円
 - ② 会 費 5,000 円 (1 年間分)
 - (2) 個人賛助会員

- ① 入会金 5,000 円
- ② 年会 1 口 5,000 円 (1 年間分)
- (3) 団体賛助会員
 - ① 入会金 10,000 円
 - ② 年会 1 口 10,000 円 (1 年間分)